

## 平成24年度 第3回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成24年11月12日（月） 15時00分～17時00分

場所 市役所 本庁4階 第2委員会室

出席者

・出席委員6名

千葉 泰久 （宇部商工会議所 会頭） 会長  
齊藤 貴利 （（社）宇部青年会議所 理事長）  
畑山 邦佳 （連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表）  
福田 幸三 （宇部市自治会連合会 会長）  
藤田 久子 （宇部市消費者の会 会長）  
脇 和也 （（株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員4名

大田 明登 （弁護士） 会長職務代理  
河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）  
豊田 房子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）  
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）

・事務局

三輪 信則 （総務管理部長）  
藤崎 昌治 （総務管理部次長）  
村上 正和 （総務管理部職員課長）  
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）  
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）  
田原 健太郎 （総務管理部職員課主任）  
川本 満隆 （総務管理部職員課主任）

議事

### 1 行政委員の報酬について

（事務局） 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。議事進行につきましては、会長にお願いします。

（会長） 前回は市長、副市長の給料月額と退職手当及び議員報酬を協議しました。本日は、まず、行政委員について審議したいと考えます。前回配付された行政委員会の資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

（事務局） <「資料8～9」月額支給から日額支給へ見直した際の増減額等の説明 約15分>

（会長） 審議する前に行政委員の報酬等に関して、これまでの議論も踏まえ、私が整理していることを簡単に述べます。

まず、山口県が月額制から日額制に見直しされ、また、いずれ他の自治体も日額制へ移行することが想定される中で、宇部市が県内市では先駆けて月額制から日額制へ見直しを行った。見直しの中で、農業委員会委員については、日常的な活動も多く業務内容を把

握ることが困難であることから、月額制を維持するということになりました。

また、日額支給の考え方は、1日の活動が30分でも8時間でも活動時間の長短に関係なく全額支給されるということによろしいでしょうか。

(事務局) はい。あくまでも日額であり、1日の活動について支給します。

例えば、選挙管理委員会の委員長が選挙の開票の立ち会いをされる場合、翌日までとなることがあります。その場合には2日分支給することになります。

選挙当日は、早朝から立ち会われるため、拘束時間は長時間となりますが、それでも1日分の支給となります。

(会長) 行政委員1人当たりの月額換算の実績について、平成22年度と平成23年度を比較すると、全体的に減額となっています。

日額制とした行政委員については、平成22年度の報酬等審議会において様々な議論があったようですが、委員長は日額16,000円、委員は日額13,400円ということで、支給額は統一されました。そして、日額制とした結果、全体的に減額となりました。ただし、選挙管理委員会の委員長については、増額となっています。

教育委員会委員については、会合だけではなくて、常日頃からいじめなどの問題について責任があるため、日額制ではなく月額制がよいのではないかという意見が前回ありました。

また、非常勤の監査委員については、事務局で調査等を行う時だけで監査業務をしているわけではなく、また、調査する資料の量も膨大であることから大変ではないかという意見もありました。

それでは皆さん、全体について何かご意見はありますか。

(委員) 月額制から日額制に見直したことに伴い、報酬支給額が大幅な減額となっています。この額に不満があり、そのことが原因で辞められた委員はいらっしゃいますか。

(事務局) そのような理由で辞められた委員がいるということはありません。

各行政委員会に事務局がありますので、日額制としたことに不満等があるということは情報が入っているかもしれませんが、そのことが理由で委員を辞められたということは、聞いていません。

(委員) 平成22年度の審議会においては、行政委員には報酬が支給されるが、どの委員も報酬の額ではなく、市民のために尽くすというある意味ボランティアの気持ちがあるのではないかという事も考慮した上で、月額制から日額制へ見直した経緯があります。

(会長) 山口県が日額制に見直したことにより、県内他市も日額制に移行するのではという見込みがあり、宇部市は県内市で初めて日額制を導入しました。しかし、県内他市は日額制に見直していません。日額制とした宇部市も農業委員会については月額制を維持しています。

まず、日額を基本として審議するのか、又は、従前の月額制に戻すのか。そのことについて委員の皆様、何かご意見はありますか。

当時は全国的に日額制に見直す流れもあり、また、現在、県内他市が日額制を導入していないから月額制に戻すということではありません。

2年前の審議会において、委員の皆様が熱い審議をされ、その結果日額制に見直しされた。この考えは踏襲したいと考えます。ただし、修正した方がよいところがあれば、そこ

は審議したいと思います。

まず、月額制である農業委員会についてですが、委員の皆様、意見はありませんか。

2年前の審議会において、農業委員会のみ月額制を継続するという事は、相当な議論になったのではないですか。

(委員) 資料の中に農業委員会委員の活動状況として、現地調査や農地パトロール等の頻度、所要時間がありますが、農業は天候等に左右されるためにこれ以外にも自主的に活動されているものもあります。これらの活動も考慮した場合、日額制は不向きであるという議論だったと思います。

(会長) 2年前の審議会において、そのような経緯もあり、また、5%削減していますので、月額制を維持するという事でよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

(会長) それでは次に教育委員会委員について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。前回、月額制がよいのではないかとというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

(委員) 前回、月額制の方がよいのではという意見を出させていただきました。

しかしながら、これまでの審議会の議論の中での他の委員の皆様のご意見と、日額制に見直しされた経緯を伺ったこと。また、日額制としたことにより大きな問題も起きていないことから、月額制でなければならないとは言えず、また、考え方の継続性も必要だと思います。

(会長) 事務局の方で問題等を把握されていますか。

(事務局) 特にございませぬ。山口県教育委員会において日額化に伴い報酬の支給に関する整理をされています。それを参考に宇部市においても整理をし、評価に値する活動についてはきちんと評価した結果、想定していた以上の支給回数となったと考えています。

(会長) 平成23年度の支給額を月額に換算した場合、月額制の時と比較すると半額程度になっています。委員さんの志気の低下につながっていることはありませんか。

(事務局) 特にございませぬ。先程、委員さんからもありましたが、ある程度ボランティア意識をお持ちで、また、教育関係経験者でもありますので、活動についてはご理解いただき、報酬額の多少に関するご意見などは、教育委員会事務局からも聞いていません。また、教育委員会事務局も評価できる活動については評価していることも要因にあると思います。

(会長) そういうことを踏まえると、日額制には適していると考えてよろしいですかね。大幅な減額となっていることは申し訳ないですが、有識者の方々に対して、この額でお願いしたいということではよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

(会 長) 選挙管理委員会委員について、何かご意見はありませんか。

選挙管理委員会の委員長については、月額換算すると増額となっています。選挙の回数が増えれば増額となる。これは日額制の特徴であると思いますが、いかがでしょうか。

活動回数が増減するということで、日額制でよろしいでしょうか。また、日額単価についてはいかがでしょうか。

(事務局) 単価に関する考え方は、前回の答申書に記載されています。

識見の非常勤の監査委員については常勤監査委員の月額報酬を日額に換算した単価を、その他の委員については、これまでの識見の非常勤の監査委員の月額報酬との比率で算出し、他の自治体とのバランス等を考慮し日額13,400円となり、委員長は2割増の日額16,000円となりました。

山口県では、委員長が日額33,000円、委員が日額27,000円であり、宇部市は山口県の半分程度となっています。

(会 長) 山口県は、行政委員毎で報酬額に差がありますか。

(事務局) ありません。

(会 長) そのあたりも、宇部市は山口県の考え方を参考にされたのですか。

(事務局) そうです。2年前の審議会では、山口県が日額制にするという情報がありました。当時、委員さんから、山口県の動向を踏まえ判断したいという意見がありましたので、答申は2回に分け、1回目は議員報酬、市長及び副市長の給料及び退職手当、2回目は行政委員、各種審議会等の報酬について答申した経緯があります。県内市で初めて日額制に見直すということでしたので、先走ることのないように、山口県の動向を注視しながら進めました。また、市民に分かりやすく、財政的にもある程度効果があるという視点でご審議いただきました。

(会 長) 日額単価を変更するケースと、月額制、日額制を変更するケースがありますが、変更するととなると非常に難しいですね。山口県も同様でしょうね。

(事務局) いろいろな考え方があると思います。もともと月額制で報酬額が異なるのであれば、日額にした場合も報酬額が異なるという考え方もあります。責任の度合いが判断し難く、どの行政委員も同じということであれば、報酬額は一律同額にするという考え方もあります。

(会 長) 選挙管理委員会については、この報酬額を維持することでよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

(会 長) 公平委員会については、あまり開催されることがないようですが。

(事務局) 不服申し立て等があった場合は、集中的に審査するため、委員会が何回も開催されることとなります。

(委 員) 公平委員会は、大きい自治体では人事委員会、国では人事院になると思います。公平委

員会は、職員給与について議会に勧告する等の業務は行ってないのですか。

(事務局) 人事委員会であれば職員給与の勧告を行っていますが、公平委員会の役割は異なります。また、公平委員会は自治体によっては共同設置していることもあります。

(委員) 宇部市の場合、人事院勧告のような役割を果たしている部署はどこになるのですか。

(事務局) 総務管理部職員課になります。人事院勧告、山口県人事委員会勧告や他市の動向などを踏まえて、職員団体と交渉するという流れになります。

(委員) 公平委員会は、日額にしたことで約6割削減され最も財政効果がありました。不服申し立て件数は少ないのですか。

(事務局) 最近、不服申し立てはありません。不服申し立て等があった場合には審査のため何回も委員会を開催することとなります。また、処分したからといって、必ず不服申し立てされるわけではありません。減給、停職とは異なり懲戒免職となれば退職手当が支給されないなど、処分された職員には大きな影響があるため、不服申し立てされることがありますが、現在そのような事例はありません。

(委員) 日額制に見直した大きな要因の1つとして、公平委員会は月に1回、1時間程度の活動で、月額制のときは委員長が月額51,000円、委員は月額41,000円でした。つまりその額が日額となるわけです。この報酬額では市民の理解を得難いのではということがありました。そこから他の行政委員会へと波及していった経緯があります。

(会長) 月額51,000円、41,000円を是としないということですね。

(委員) そうです。常識的に考えて、月に1回1時間程度で51,000円支給されるということはないのではという議論になりました。

(会長) 実情に合わせたということであれば、公平委員会は現状のままでよろしいでしょうか。

#### 委員から特に異議なし

(会長) 次に監査委員ですが、2年前に審議会において審議された際に、監査資料が多く、大変なのではという議論はありませんでしたか。

(事務局) 議論の中でそういった意見があったと思います。

(会長) 前回、審議する中で、600億円の監査をするのは大変であるという意見がありました。このことについて、委員の皆様はどのように思われますか。常勤監査委員は市の職員ですか。

(事務局) 市のOB職員です。

(会長) 非常勤監査委員の識見者と議員について、月額制のときは識見者が月額99,000円、

議員が月額44,000円でした。日額制に見直した実績として、報酬支給額が議員についてはあまり増減がないようですが、識見者については半分程度となっています。

前回、識見者は調査する資料が多いため、報酬額も高かったという話がありました。仮に月額制に戻すとしたら、識見者は99,000円となるのでしょうか。

実際、非常勤の監査委員が市役所で仕事をする場所はあるのですか。

(事務局) 部屋と机は用意してあります。

(委員) 自宅で仕事をされることはあるのでしょうか。

(事務局) 皆様と同様に、どの委員さんであっても事前に資料を確認していただく場合など、自宅で時間を費やされることはあると思います。その時間の長短については、委員さんによって異なると思いますし、非常勤の監査委員さんが実際にどの程度されているかは、はっきりしないというのが実情です。ただし、業務のためのスペースを用意していますし、市にお越しいただく回数も制限しません。調べることなどがあれば、市役所にお越しくださいとお願いしています。

(委員) 市役所外に資料を持ち出すことがよいのか。基本的にはこの考え方でよいと思います。

(会長) 月額制に戻すとした場合、その理由が必要です。日額制で、仕事がきちんと出来る環境を整備することが必要ですね。最近では、調べる際にはインターネットを使うこともあると思いますが、パソコンはあるのですか。というのも業務も多いと思われる中で、出来るだけ市役所で仕事をするようお願いするのであれば、環境の整備をしていただきたいと思えます。

(事務局) 現在では、インターネットを活用することは当たり前の時代ですから、そういった環境を整えることも事務局の役割であると認識しております。

(委員) 月額制のときは、識見者が月額99,000円、議員が月額44,000円でした。識見者は監査業務に精通しているからということで額が異なっていたのではないのでしょうか。現在は日額制として同額となりましたが、識見者としては疑問に感じられているのではないかと思います。税理士さんは市内にもいらっしゃいますが、税理士さんを市が雇用すると考えると、非常に安い金額だと思います。その上で、市の監査委員を引受けていただいているのは、金額ではないということが明らかだと思います。ただ、議員とのバランスを考えたときに、以前は金額に差をつけていたこともあり、いささか矛盾を感じます。

(事務局) おそらく以前は、非常勤の監査委員は、識見者は専門職、議員は名誉職的な部分があり、報酬額が異なっていたのではないかと思います。

決算書には監査委員の意見書を付することになります。会計上の技術的な部分については識見者が、一方で予算、決算についてどのような財政運営を行っていくのかということは何年も財政全般を見てきた経験が必要になり、議員はそのような役割も担っていると思われるので、報酬額に差はつかないという理由もあると思えます。

(会長) 識見の監査委員さんが気持ち良く仕事をしていただくために、環境をきちんと整備していただくというところでしょうか。

また、月額制がよいのではないかという意見もありますが、そうすると、どの程度の額が妥当なのかということになります。月額99,000円と日額13,400円については、どのように関連しているのですか。

(事務局) 2年前の審議会において、市長、副市長及び議員は5%減額、農業委員会についても月額を維持しながらも同様に5%減額していますので、監査委員についても5%減額をするというのが基本となっています。前回の答申書に算出方法が記載されていますが、すべての委員を個別に計算しているわけではなく、常勤監査委員の月額から5%減額した額を月の勤務日数で割り、32,500円という額を算出しました。そして、もともとの各行政委員の月額との比率で目安となる額を算出し、財政状況、他の自治体とのバランス等を考慮し日額13,400円となりました。

(会長) 行政委員は名誉職であり、またボランティア的な要素も含めてお願いしている。審議会としては専門性も十分考慮した上で、環境をきちんと整備するなどして、プロフェッショナルな部分をお願いしていることを認識のもと、現状でご理解いただきたい。また、日額制を基本に考えているため、再び月額制とするのは難しいのでご容赦いただきたいということによろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

(会長) 固定資産評価審査委員会委員については、活動実績なしということです。これこそ、日額制とした効果が表れているという考えで、そのままによろしいでしょうか。ただし、1回でも開催されると支給額も増えますね。

(事務局) はい。これまでは、他の審議会等の委員さんと同じ6,300円でしたが、他の行政委員さんと同額としたため増えることとなります。

(会長) 日額制を維持することは良しとして、報酬単価を変更するということはあり得るのですか。

(事務局) 固定資産評価審査委員会委員の報酬単価だけを変更するとなれば、変更する根拠が必要になると思います。

(会長) 現状のままでよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

(会長) 以上で行政委員についてはよろしいでしょうか。

(事務局) はい。2年前に月額制から日額制に見直したばかりですし、農業委員会につきましても月額制を維持するということで報酬額も含めて、考え方を整理していただきました。事務局としても、環境を整備するなど、出来るだけフォローすることにより各行政委員にご協力をお願いしたいと思います。

## 2 市長、副市長の給料月額等について

(会 長) 次に市長、副市長の給料月額等です。追加資料がありますか。

(事務局) はい。追加資料がございます。前回、類似団体の資料については大都市近郊の自治体が多く生活水準も異なるため、参考にはなりますが、あまり比較の対象とならないとのご意見がありましたので、近隣で人口や産業構造が似ているような自治体の資料を用意しました。また、判断するに当たっての指標作りという意見もありましたので、市の財政状況等に関する資料を用意しました。

<「資料10～12」近隣団体の報酬・給料額等調等の説明 約30分>

(会 長) 財政状況が非常に厳しいということはよくわかりましたが、自主減額をされています。そのことを考えると、反映させてはいけないのかなという悩みがありますね。

(事務局) 過去の審議会では、市長、副市長については、自主的に減額されていますが条例上の額は他自治体と比較しても特に問題ないという考え方でした。

今回はこれまでと同じような考え方をすることかということだと思います。しかし、他自治体と比較した場合、財政状況がかなり悪いことは確かであると思います。

(会 長) 経常収支比率が県内市で最も悪いのですが、何故でしょうか。

(事務局) どの自治体も同様でしょうが、人件費と公債費は減らしてきています。問題は扶助費です。

(会 長) 高齢化ということですか。

(事務局) 高齢化だけが原因ではありません。扶助費が伸びているのは、宇部市だけでなく、すべての市町も同様と思います。

宇部市は県内市では生活保護率が1番です。その影響もあると考えられます。

(会 長) 宇部市の財政状況が悪いということを踏まえ、結論を出すわけですが、これまでの審議の経過をまとめます。

市長、副市長の給料月額については、

- ・カット前の給料でも県内で5位と十分に抑制されている。
- ・市長、副市長の職務内容を考慮すると、本来の額は現状維持でよい。
- ・前回の改定から大きな変化がない状況では現状維持でよい。

市長、副市長の退職手当については、

- ・1期4年分の総収入で他都市と比較して高額とは思わない。
- ・市民感覚としては高額の印象を受けるが、他市と比較すると妥当。
- ・民間との比較でも高額の印象だが、民間では退職手当分を月額報酬に組み入れているケースが多い。
- ・総体的に高額の印象も受けるが、一方で給料月額が低く抑えられていることから、1期分総収入としては妥当。

議員報酬については、

- ・前回の改定から大きな変化がない状況では現状維持でよい。



- ・年間収入において、他都市との比較では違和感はない。
- ・市民1人当たりの負担額は、県内他市や類似団体と比較しても低く抑えられている。
- ・議長、副議長と議員に差をつけた方がよい。
- ・議長が県内3位水準、議員が県内2位水準となっており、市長、副市長の県内5位水準と比較すると高額的印象である。
- ・前回の5%減額改定を受けて、自主減額を取りやめたのは気になる。

その他の意見として

- ・長期にわたり審議会を開催していない他都市との比較は困難。

以上ようになります。

今後についてですが、審議を継続するため審議会を開催するか、今回決めてしまうのか、どのようにしますか。

(事務局) 財政状況の資料が欲しいという委員がいらっしゃいましたので、本日資料をお配りしましたが、本日欠席された委員のご意見もいただきたいと思います。

(会長) 次回、報酬等審議会の意見をまとめるということでよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

### 3 第4回の審議会日程について

(事務局) 11月29日(木)15時から2時間程度での開催をお願いしたいと思います。

(会長) 次回ご欠席の委員のご意見を事前に事務局で把握しておいてください。

(事務局) はい。本日欠席された委員にはこれまでの審議の経過もお伝えし、次回も欠席の場合は事務局で事前にご意見をお伺いしておきます。

それでは、次回の審議会は、11月29日15時からで、最終的なまとめということでよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

次回開催日時は11月29日(木)15時からとする。

審議会終了時刻 17時00分

以上